

運賃改定のお知らせ

令和 7 年 7 月吉日

お客様には、いつもタクシーをご利用いただき、誠にありがとうございます。
京都市域交通圏※1のタクシーは、**令和 7 年 8 月 6 日（水）より運賃を改定させていただきますこととなりました**のでお知らせいたします。

今回の運賃改定は、地域公共交通機関としてのタクシーの役割・機能の改善を実感できるような**タクシーサービスの質の向上を図るために**、経営環境及び運転者の労働条件の改善を行うことを目的としており、初乗り運賃額及び加算運賃額には変更は無く、距離が短くなります。

今後も、より一層の安全・安心・快適なタクシーサービス提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

※1. 京都市域交通圏

【京都市（旧京北町を除く）、向日市、長岡京市、宇治市、八幡市、城陽市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡の地域】

☆運賃は以下のとおりです。（上限運賃額で表示しています。）

現行運賃					改定運賃				
車種	初乗		加算		車種	初乗		加算	
	距離	運賃	距離	運賃		距離	運賃	距離	運賃
特定大型車	1.0km	540 円	195m 毎に	100 円	特定大型車	0.9km	540 円	178m 毎に	100 円
大型車		520 円	217m 毎に		大型車		520 円	198m 毎に	
普通車		500 円	279m 毎に		普通車		500 円	255m 毎に	

※運賃改定の詳しい内容は、インターネット(<https://kyoto-taxi.or.jp>)をご覧ください。



一般社団法人
京都府タクシー協会
Kyoto Taxi Association

京都タクシー業務センター